

子ども（生後 6 か月から 15 歳【中学 3 年生】）

インフルエンザと予防接種の説明書

－ 高 山 村 －

〈インフルエンザとは〉

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをすることにより、ウイルスが空气中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

インフルエンザの流行は、通常、初冬から春先にみられますが、平成 21 年に発生したインフルエンザ（H1N1）2009 のように、ときには春期、夏期にもみられます。

典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などもみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強いのが特徴です。気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

また、インフルエンザは流行が始まると、学校や幼稚園、保育所等に長時間にわたり集団生活する小児の間で急速な蔓延を引きおこす恐れがあります。また、普通のかぜが流行しても死亡する人はあまり増えませんが、インフルエンザに感染したときに合併症や死亡率が普段より高くなるという点でも普通のかぜとは異なります。

■インフルエンザの予防■

予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。これは世界的にも認められている最も有効な予防法です。

インフルエンザは空気中に拡散されたウイルスによって感染しますから、感染予防のためには、人混みは避けましょう。また、日頃から十分な栄養や休息をとることも大切です。インフルエンザ感染の広がりには空気の乾燥が関連しています。こまめな部屋の換気と室内では加湿器などを使って加湿しましょう。

外出時のマスクや帰宅時のうがい、手洗いは、普通のかぜの予防にもつながります。

予防接種以外のインフルエンザ予防対策



うがい



手洗い



マスク



早寝・早起き・朝ごはん

■ 予防接種の有効性 ■

インフルエンザ予防接種の効果については、重症化や死亡の防止について一定の効果がありますが、感染防止に対しては効果が保証されるものではなく、就学前の小児での発病阻止効果は、30%前後とされています。

なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その予防効果が期待できる期間は約5か月間とされています。より効率的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種を受けておくことをお勧めします。

また、インフルエンザウイルスは毎年変化しながら流行するため、毎年流行が予測されるウイルスにあった予防接種を受けておくことが効果的です。接種するワクチンは、季節性インフルエンザ（A/H3N2 及び B 型）とインフルエンザ（A/H1N1 及び B 型）の4つの株が混合された4価ワクチンを接種します。

■ 接種対象者など ■

小児に対するインフルエンザの予防接種は、任意の予防接種となるため、予防接種を受ける義務はなく、保護者の意思と責任で接種を希望する場合は文書による同意のうえ予防接種を行います。したがって、保護者の接種の意思確認ができなかった場合は、予防接種を行うことはできません。

■ 用法・用量・接種間隔 ■

- 6か月以上3歳未満の方には、0.25mlを皮下におよそ2～4週間（免疫効果を考慮すると4週間が望ましい。）の間隔をおいて2回接種します。
- 3歳以上13歳未満の方には、0.5mlを皮下におよそ2～4週間（免疫効果を考慮すると4週間が望ましい。）の間隔をおいて2回接種します。
- 13歳以上の方には、0.5mlを皮下に1回接種します。

本ワクチンを接種する前に、生ワクチン（麻しん風しん混合等）の接種を受けた方は、通常27日以上の間隔を、不活化ワクチン（日本脳炎、四種混合等）の接種を受けた方は、通常6日以上の間隔をそれぞれ空けて本ワクチンの接種を受けてください。

■ 予防接種を受ける前に ■

《一般的注意》

インフルエンザの予防接種について、この説明書をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、高山村村民生活課保健予防係に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人か保護者が責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

《予防接種を受けることができない人》

① 明らかに発熱している人

体温が 37.5℃ 以上の場合を指します。検温は、接種を行う医療機関で、接種の直前に行います。

② 重篤な急性疾患にかかっている人

「重篤かつ急性」の疾患にかかっている場合には、病気の進展状況が不明であり、このような状態において予防接種を行うことは出来ません。

③ インフルエンザ予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショックをおこしたことが明らかな人。インフルエンザワクチンによりアナフィラキシーショックをおこしたことがある場合には、予防接種を行わない。

※「アナフィラキシー」とは、通常接種後 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような、はげしい全身反応のことです。

④ インフルエンザの予防接種で、接種後 2 日以内に発熱があった人及び全身性発疹などのアレルギーを疑う症状がみられた人

⑤ その他、医師が不適當な状態と判断した場合

上の①～④に入らなくても医師が接種不適當と判断した時は接種できません。

《予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人》

① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する人

② 過去にけいれん既往のある人

③ 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人

④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する人

⑤ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人

《予防接種を受けた後の一般的注意事項》

- ① 予防接種を受けた後 30 分間は、急な副反応が起こる場合があります。医師（医療機関）とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- ② 予防接種後 1 時間経ってからの入浴は差し支えありませんが、接種部位を清潔に保ち注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ③ 予防接種後 24 時間は副反応が起こる場合がありますので、激しい運動は避け副反応の出現に注意し、接種部位の異常反応や体調変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

■ 予防接種の副反応 ■

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがあります。また、熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもあります。これらは通常 2～3 日のうちに治ります。

また、ギランバレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、肝機能障害、黄疸、喘息発作の症状が現れる等の報告があります。

まれに、ショックやアナフィラキシー様症状(じんましん、呼吸困難など)が接種後 30 分以内にあらわれることがあります。

■ 予防接種健康被害救済制度 ■

小児に対するインフルエンザの予防接種は、法律に定められていない予防接種であるため、予防接種法に基づく救済制度は適用されません。この予防接種により健康被害が生じた場合は、障害の程度により本村が加入する予防接種事故賠償補償保険により災害補償がなされます。

また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による医薬品副作用被害救済制度により一定の給付が行われる場合があります。

■ その他 ■

《予防接種を受けない場合》

接種医の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しなかった場合や、かかりつけ医の協力を得ても保護者の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、また、当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後のインフルエンザに罹患あるいは罹患したことによる重症化や死亡した場合も、担当した医師にその責任を求めることはできません。

《紛れ込み反応》

予防接種を受けたしばらく後に、何らかの症状が出現すれば、予防接種が原因ではないかと疑われることがあります。しかし、たまたま同じ時期に発症した他の感染症などが原因であることが明らかになることもあります。これを「紛れ込み反応」と言います。